平成２３年（フ）第１８４５９号
東京都練馬区高松６丁目１―15―303
破産者　上田　真里
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２号
東京都調布市布田１丁目40―４―310
破産者　篠塚　寿之
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０号
東京都目黒区東が丘１丁目８―12―202
破産者　吉田　公子
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１号
東京都杉並区上井草２丁目29―８
破産者　岩瀬　寛司
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６号
神奈川県大和市中央林間３丁目23―20―３―206
破産者　大島　悠治
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３号
埼玉県新座市野寺３丁目12―２
破産者　岡野　正彦
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７号
東京都杉並区高円寺南２丁目22―９　大豆生田方
破産者　清水　高男
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９号
東京都墨田区墨田４丁目28―３
破産者　日沖　憲章
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２号
東京都江戸川区一之江７丁目78―３―103
破産者　霜田はる子
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２３号
埼玉県草加市瀬崎２丁目８―31―101
破産者　霜田　智之
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３１号
神奈川県横浜市緑区寺山町368―７　ジョイフル中山三番館103
破産者　古井丸　翼
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３４号
東京都練馬区大泉学園町５丁目８―11　キノエネハイツ北205
破産者　清田　敏郎
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３５号
神奈川県鎌倉市台４丁目11―12―201
破産者　高木　敦史
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５４号
東京都足立区中川３丁目４―２―101
破産者　金子　雄二
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７０号
東京都板橋区大山町51―５―304
破産者　宮腰　宏一
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７８号
東京都墨田区太平２丁目10―11―702
破産者　内山　三郎
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８４号
東京都八王子市館町1097―２―11―618
破産者　田上　　純
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２号
東京都江戸川区南葛西４丁目17―10　グランパルクＧ８―601、住民票上の住所東京都大田区大森西５丁目６―５―210
破産者　田畑　和美
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１３号
東京都中央区明石町５―13―215
破産者　林　　明美
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１５号
東京都世田谷区北烏山８丁目13―23―203
破産者　山本　勝宣
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２号
東京都足立区西伊興１丁目１―１―305
破産者　富山のぶ子
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３号
東京都江戸川区西篠崎１丁目５―４　ラウンドエイト第５―107
破産者　寺司　正彦
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部